

2017年2月  
税務アドバイザリーサービス



Building a better  
working world

The background of the lower half of the page is a photograph of a container terminal. Numerous shipping containers in various colors (white, red, blue) are stacked in rows. In the background, a blue gantry crane structure is visible with the words 'NER TERMINAL' in yellow capital letters. A large, semi-transparent yellow rectangle is overlaid on the left side of the image, containing the Japanese text 'タックスアップデート' in black.

タックスアップデート

## 要旨

- ▶ 銀行送金手数料に対する外国契約者税 (Foreign Contractor Tax: FCT)
- ▶ 輸入品に対する付加価値税 (Value Added Tax: VAT) に関する輸出業者の還付申請可否
- ▶ 2016 年 7 月又は 2016 年第 3 四半期より前に 12 ヶ月間連続で仕入 VAT の残高を有する納税者に対する VAT の還付
- ▶ 輸送費補助に関する VAT
- ▶ 駐在員事務所 (Representative Offices: RO) に対する登録免許税 (License Tax)
- ▶ 従業員のクレジットカードで支払った費用の控除可否

**ベトナムでの銀行取引で発生する送金手数料に対する FCT 課税に関する 2017 年 2 月 9 日付オフィシャルレター第 695/NHNN-PC 号(OL 695)及び 2017 年 1 月 17 日付オフィシャルレター第 209/TCT-DNL 号(OL 209)**

OL 695 において、ベトナム中央銀行(State Bank of Vietnam:SBV)は、海外の銀行が収受する送金手数料について、海外の当事者との研修サービス、電気通信の共有、郵便サービスと類似する性質から、FCT の課税対象外とする税務総局の見解に同意しています。この OL では、3 種類の海外向け資金送金手数料について特に言及しています。

- OUR 手数料:ベトナム国内の送金者が、ベトナム及び海外で生ずる送金手数料をすべて負担する場合
- SHARE 手数料:ベトナム国内の送金者がベトナム国内で生ずる送金手数料を負担し、海外の受領者が海外の銀行における残余の銀行手数料を負担する場合
- BEN 手数料:ベトナムの送金者は一切手数料を負担せず、海外の受領者が支払の受領時にすべての送金手数料を負担する場合

これらの手数料はいずれも FCT の課税対象外であることが明確化されています。

**輸出業者に対し、輸入品(国内で購買される輸入品を含む)に関する仕入 VAT の還付申請を禁ずる 2017 年 2 月 7 日付オフィシャルレター第 379/TCT-CS 号(OL 379)**

税務総局は OL 379 を発行し、国内で購買される輸入品であっても、輸出業者には輸入品に関する VAT の還付が適用されないことを明確化しています。

地域税務当局によって VAT 還付申請額が削減又は VAT 還付書類が拒絶されるリスクを軽減するため、輸出業者は、税務当局への VAT 還付申請書類の提出前に、輸入品の一覧を精査する必要があります。

**2016 年 7 月又は 2016 年第 3 四半期の課税期間より前に 12 ヶ月間連続で仕入 VAT の残高を有する企業への VAT の還付に関する 2017 年 2 月 6 日付オフィシャルレター第 373/TCT-KK 号(OL 373)**

法律第 106/2016/QH13 号に基づき、12 ヶ月連続で仕入 VAT の残高を有する企業の VAT 還付は 2016 年 7 月 1 日より申請適用外となります。ただし、税務総局が発行した OL 373 では、2016 年 7 月又は 2016 年第 3 四半期の課税期間より前に負担した仕入 VAT の残高がある場合においては、上記に該当する企業は VAT 還付書類の提出が認められるかという懸念点の明確化が図られています。

この OL には、以下のコメントが記載されています。

- 企業は、2016 年 6 月又は第 2 四半期の課税期間に関する VAT 申告書において、VAT 還付申請額を申告する必要があり、その後の期間においては仕入 VAT の残高を VAT 納付額と相殺することはできない。
- 税務当局は、VAT 制度に基づき、リスクが高いと分類される申請書類については、還付前に検査を実施するものとする。

### **輸送費補助に対する VAT の取り扱いに関する 2017 年 1 月 17 日付オフィシャルレター第 208/TCT-DNL 号(OL 208)**

OL 208 によれば、代理店が、事業者からの支援として、条件付きで VAT 課税対象である輸送費の補助を受け取った場合、代理店は VAT インボイスを発行し、売上 VAT を申告する必要があります。

本件に関する地域税務当局の見解は様々です。このため、上記補助金と類似する取引を多く行っている企業は、法人税上の損金扱いや仕入れ VAT の控除が否認されるリスクを軽減するため、VAT の取り扱いに関して地域税務当局に相談し、(必要に応じ)代理店に VAT インボイスの発行を求めることが推奨されます。

### **RO の登録免許税に関する 2017 年 1 月 24 日付オフィシャルレター第 1200/BTC-TCT 号(OL 1200) 及び 2016 年 11 月 7 日付オフィシャルレター第 15865/ BTC-CST 号(OL 15865)**

財務省は OL 15865 を発行し、この中で、事業活動を行わない RO は登録免許税の課税対象外であるとしています。

その後、財務省はさらに明確なガイダンスを記載した OL 1200 を発行し、RO の事業活動が免許対象事業の範囲内(例:市場調査、リエゾン、本社の販売推進活動)である場合、RO は登録免許税の課税対象外であるとしています。

上記の規定に沿って事業活動を行う RO は登録免許税の納税義務を負わないと考えられます。

### **従業員個人のクレジットカードで支払われた物品及びサービスの購入に関わる VAT 及び法人税の取り扱いに関する 2016 年 11 月 25 日付オフィシャルレター第 5465/TCT-KK 号(OL 5465)**

OL 5465 によれば、企業の事業活動に関わる物品及びサービスへの支払いであって、従業員個人のクレジットカードで支払われたものについては、以下の書類が存在する場合、法人税上の損金及び控除可能な仕入 VAT として取り扱われます。

1. 支払方法や、従業員に支払いの権限を付与する決定が記載された会社の方針
2. 物品及びサービスの事業上の利用目的を証する十分な証跡(企業名と納税者番号が記載されたインボイスが必要)
3. 従業員による供給者への支払及びその後の払い戻しを承認する旨を記載した企業名義の書面
4. 従業員の個人口座から供給者への送金を証する支払証書、及び地域税務当局に登録された企業の口座から従業員の口座に対する送金の証跡

さらに、要請に応じ、権限を付与された従業員の銀行口座の一覧を税務当局に提出できるようにしておく必要があります。

## Contact

For more information on this update or our Tax & Advisory Services of Ernst & Young Vietnam Limited please contact our professionals from Ernst & Young Vietnam Limited as the below list:

### Hà Nội office

**Huong Vu** Partner  
huong.vu@vn.ey.com

**Trang Pham** Partner  
trang.pham@vn.ey.com

### Japanese Business Service

**Junichi Harada** Manager  
junichi.harada@vn.ey.com

### Korean Business Service

**Kyung Hoon Han** Manager  
kyung.hoon.han@vn.ey.com

### Hồ Chí Minh office

**Robert King** Partner  
robert.m.king@vn.ey.com

**Thinh Xuan Than** Partner  
thinh.xuan.than@vn.ey.com

**Phat Tan Nguyen** Partner  
phat.tan.nguyen@vn.ey.com

### Japanese Business Service

**Takahisa Onose** Partner  
takahisa.onose@vn.ey.com

### Korean Business Service

**Kyoung Bae Han** Director  
kyoung.bae.han@vn.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

#### About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit [ey.com](http://ey.com).

©2017 Ernst & Young Vietnam Limited.

All Rights Reserved.

APAC No. 16000307

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

[ey.com](http://ey.com)